

令和3年2月25日開会

令和3年3月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
議案第4号	令和2年度寝屋川市一般会計補正予算(第13号)	別冊
議案第5号	令和2年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	別冊
議案第6号	令和2年度寝屋川市水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第7号	令和2年度寝屋川市下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第8号	工事請負契約の変更	1
議案第9号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	2
議案第10号	寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正	4
議案第11号	寝屋川市立総合福祉センター条例の廃止	6
議案第12号	寝屋川市立児童デイサービスセンター条例の制定	8
議案第13号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	11
議案第14号	寝屋川市介護保険条例の一部改正	17
議案第15号	寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正	22
議案第16号	寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正	24

番 号	案 件	頁
議案第 17 号	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	31
議案第 18 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	35
議案第 19 号	寝屋川市立公民館条例の廃止	50
議案第 20 号	令和 3 年度寝屋川市一般会計予算	別冊
議案第 21 号	令和 3 年度寝屋川市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 22 号	令和 3 年度寝屋川市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 23 号	令和 3 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 24 号	令和 3 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計 予算	別冊
議案第 25 号	令和 3 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特 別会計予算	別冊
議案第 26 号	令和 3 年度寝屋川市水道事業会計予算	別冊
議案第 27 号	令和 3 年度寝屋川市下水道事業会計予算	別冊
議案第 28 号	包括外部監査契約の締結	52
議案第 29 号	市道の廃止	53
議案第 30 号	市道の認定	54

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和元年9月市議会定例会（議案第73号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 都市計画道路対馬江大利線 大利橋外1橋 橋梁工事 |
| 2 契 約 金 額 | |
| 変更前 | 金 561,993,300 円
(内消費税及び地方消費税の額 51,090,300 円) |
| 変更後 | 金 701,608,600 円
(内消費税及び地方消費税の額 63,782,600 円) |
| 3 工 期 | |
| 変更前 | 完成 令和3年3月15日 |
| 変更後 | 完成 令和4年7月31日 |

議案第 9 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

寝屋川市建築住宅賞選考委員会	建築住宅賞（居住環境の良好な住宅等の建築主等を表彰する賞をいう。）に係る選考についての審議に関する事務
----------------	---

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に
関する条例及び寝屋川市職員の勤務時間
等に関する条例の一部改正**

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和54年寝屋川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例(平成7年寝屋川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

寝屋川市立総合福祉センター条例の廃止

寝屋川市立総合福祉センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立総合福祉センター条例を廃止する条例

寝屋川市立総合福祉センター条例（昭和 52 年寝屋川市条例第 28 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

寝屋川市立児童デイサービスセンター条例の制定

寝屋川市立児童デイサービスセンター条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市立児童デイサービスセンター条例

(目的及び設置)

第1条 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、適切な指導及び訓練を行い、もって障害児の福祉の増進を図るため、寝屋川市立児童デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 寝屋川市立児童デイサービスセンター
- (2) 位置 大阪府寝屋川市池田西町28番22号

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日常生活における基本的な動作の指導に関すること。
- (2) 知識技能の付与に関すること。
- (3) 集団生活への適応訓練の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 センターに、指導訓練室その他の規則で定める施設を置く。

(利用することができる者の範囲)

第5条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児であって、次のいずれにも該当するもの及びその保護者。
 - ア 寝屋川市の区域内に住所を有すること。
 - イ その保護者が法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けていること。
 - ウ 法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所していないこと。

(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして市長が適当と認める者

(通所利用者負担額)

第6条 センターを利用する者は、通所利用者負担額（法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額をいう。）を納付しなければならない。

(利用の制限等)

第7条 市長は、センターの管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたときは、センターの利用を制限し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 13 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次条において同じ」に改める。

第 17 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

第 19 条の 5 中「580,000 円」を「610,000 円」に改める。

第 19 条の 10 中「160,000 円」を「170,000 円」に改める。

第 22 条の 2 第 1 項中「580,000 円」を「610,000 円」に改め、同項第 1 号中「同法第 8 条第 4 項」を「同条第 4 項」に、「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地

方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同条第3項中「580,000円」を「610,000円」に改め、同条第4項中「580,000円」を「610,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改める。

附則第8項中「地方税法」との次に「、1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とを加える。

附則第19項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の8項を加える。

（第15条の3第2号ウ㊦及び同号エ㊦に掲げる額の特例）

34 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第15条の3の規定の適用に当たっては、同条第2号ウ㊦に掲げる額及び同号エ㊦に掲げる額は、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を目的として大阪府国民健康保険保険給付費等交付金条例（平成29年大阪府条例第99号）第3条第2号の規定により交付される額を除いた額とする。

（令和3年度分の保険料率の特例）

35 令和3年度分の一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第19条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の1,000分の487に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の1,000分の346に相

当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の1,000分の167に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

36 令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第35項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第35項第2号に掲げる額」とする。

37 令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第35項第3号アに定める額

(2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額

38 令和3年度分の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第19条の5の5の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の487に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 1,000 分の 346 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 1,000 分の 167 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額

39 令和 3 年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第 19 条の 5 の 7 及び第 19 条の 5 の 8 の規定の適用については、第 19 条の 5 の 7 中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第 38 項第 1 号に掲げる所得割の保険料率」と、第 19 条の 5 の 8 中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第 38 項第 2 号に掲げる額」とする。

40 令和 3 年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第 19 条の 5 の 9 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第 3 号に掲げる世帯以外の世帯 附則第 38 項第 3 号アに定める額

(2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

(3) 退職被保険者特定継続世帯 第 1 号に定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額

41 令和 3 年度分の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第 19 条の 9 の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の 1,000 分の 487 に相当する額を介護納付金

賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 1,000 分の 513 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定及び附則第 19 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第 17 条第 1 項、第 19 条の 5、第 19 条の 10 並びに第 22 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに附則第 8 項及び第 35 項から第 41 項までの規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 19 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 14 号

寝屋川市介護保険条例の一部改正

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市介護保険条例（平成 12 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「37, 260 円」を「38, 340 円」に改め、同項第 2 号中「48, 430 円」を「49, 840 円」に改め、同項第 3 号中「55, 890 円」を「57, 510 円」に改め、同項第 4 号中「67, 060 円」を「69, 010 円」に改め、同項第 5 号中「74, 520 円」を「76, 680 円」に改め、同項第 6 号中「89, 420 円」を「92, 010 円」に改め、同号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加え、「する。以下この項において」を「し、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イ」に改め、同項第 7 号中「96, 870 円」を「99, 680 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イ」に改め、同項第 8 号中「111, 780 円」を「113, 100 円」に改め、同号ア中「3, 000, 000 円」を「2, 100, 000 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イ」に改め、同項第 9 号中「126, 680 円」を「115, 020 円」に改め、同号ア中「3, 000, 000 円以上 4, 000, 000 円未満」を「2, 100, 000 円以上 3, 000, 000 円未満」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イ」に改め、同項第 10 号中「137, 860 円」を「128, 430 円」に改め、同号ア中「4, 000, 000 円以上 5, 000, 000 円未満」を「3, 000, 000 円以上 3, 200, 000 円未満」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イ」に改め、同項第 11 号中「149, 040 円」を「130, 350 円」に改め、同号ア中「5, 000, 000 円以上 6, 000, 000 円未満」を「3, 200, 000 円以上 4, 000, 000 円未満」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イ」に改め、同項第 12 号中「160, 210 円」を「141, 850 円」に改め、同号ア中「6, 000, 000 円以上 7, 000, 000 円未満」を「4, 000, 000 円以上 5, 000, 000 円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次

号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イ」に改め、同項第 13 号中「171,390 円」を「153,360 円」に改め、同号ア中「7,000,000 円以上 8,000,000 円未満」を「5,000,000 円以上 6,000,000 円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。」の次に「、次号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イ」を加え、同項第 14 号中「182,570 円」を「210,870 円」に改め、同号を同項第 18 号とし、同項第 13 号の次に次の 4 号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 164,860 円

ア 合計所得金額が 6,000,000 円以上 7,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 176,360 円

ア 合計所得金額が 7,000,000 円以上 8,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 187,860 円

ア 合計所得金額が 8,000,000 円以上 9,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(17) 次のいずれかに該当する者 199,360 円

ア 合計所得金額が 9,000,000 円以上 10,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に

よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条に次の3項を加える。

8 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,000円とする。

9 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,670円とする。

10 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,670円とする。

附則第9条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第11条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、

第 16 号ア及び第 17 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 100,000 円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 9 条の改正規定及び附則第 11 条の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市介護保険条例(以下「新条例」という。)第 5 条第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 9 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 15 号

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の 一部改正

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年寝屋川市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市後期高齢者医療に関する条例附則第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 16 号

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市保健所事務手数料条例（平成 30 年寝屋川市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 23」を「別表第 22」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下この表において「法」という。）に関する事務

項	区 分	金 額
1	法第 55 条第 1 項の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	新規の場合 営業を露店（出店の都度組み立てる組立式店舗又は屋台等をいう。以下同じ。）により行う場合にあっては 1 件につき 8,000 円、それ以外の場合にあっては 1 件につき 16,000 円
		更新等の場合 営業を露店により行う場合にあっては 1 件につき 6,400 円、それ以外の場合にあっては 1 件につき 12,800 円
2	法第 55 条第 1 項の規定による調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	新規の場合 1 件につき 9,600 円
		更新等の場合 1 件につき 7,600 円
3	法第 55 条第 1 項の規定による食肉販売	新規の場合 1 件につき 9,600 円

	業の許可の申請に対する審査	合	
		更新等の 場合	1件につき 7,600 円
4	法第 55 条第 1 項の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 9,600 円
		更新等の 場合	1件につき 7,600 円
5	法第 55 条第 1 項の規定による魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
6	法第 55 条第 1 項の規定による集乳業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 9,600 円
		更新等の 場合	1件につき 7,600 円
7	法第 55 条第 1 項の規定による乳処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
8	法第 55 条第 1 項の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
9	法第 55 条第 1 項の規定による食肉処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
10	法第 55 条第 1 項の規定による食品の放	新規の場合	1件につき 21,000 円

	射線照射業の許可の申請に対する審査	合	
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
11	法第 55 条第 1 項の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1件につき 14,000 円
		更新等の 場合	1件につき 11,200 円
12	法第 55 条第 1 項の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1件につき 14,000 円
		更新等の 場合	1件につき 11,200 円
13	法第 55 条第 1 項の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
14	法第 55 条第 1 項の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
15	法第 55 条第 1 項の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
16	法第 55 条第 1 項の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1件につき 16,000 円
		更新等の 場合	1件につき 12,800 円
17	法第 55 条第 1 項の規定による冰雪製造業の許可の申請に対する審査	新規の場	1件につき 21,000 円

	業の許可の申請に対する審査	合	
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
18	法第 55 条第 1 項の規定による液卵製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
19	法第 55 条第 1 項の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
20	法第 55 条第 1 項の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 16,000 円
		更新等の 場合	1件につき 12,800 円
21	法第 55 条第 1 項の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 16,000 円
		更新等の 場合	1件につき 12,800 円
22	法第 55 条第 1 項の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 14,000 円
		更新等の 場合	1件につき 11,200 円
23	法第 55 条第 1 項の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 14,000 円
		更新等の 場合	1件につき 11,200 円
24	法第 55 条第 1 項の規定による麺類製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 14,000 円

	業の許可の申請に対する審査	合	
		更新等の 場合	1件につき 11,200 円
25	法第 55 条第 1 項の規定によるそうざい 製造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
26	法第 55 条第 1 項の規定による複合型そ うざい製造業の許可の申請に対する審 査	新規の場 合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
27	法第 55 条第 1 項の規定による冷凍食品 製造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
28	法第 55 条第 1 項の規定による複合型冷 凍食品製造業の許可の申請に対する審 査	新規の場 合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
29	法第 55 条第 1 項の規定による漬物製造 業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1件につき 14,000 円
		更新等の 場合	1件につき 11,200 円
30	法第 55 条第 1 項の規定による密封包装 食品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場 合	1件につき 21,000 円
		更新等の 場合	1件につき 16,800 円
31	法第 55 条第 1 項の規定による食品の小	新規の場	1件につき 14,000 円

	分け業の許可の申請に対する審査	合	
		更新等の場合	1件につき 11,200 円
32	法第 55 条第 1 項の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 21,000 円
		更新等の場合	1件につき 16,800 円

備考 「更新等の場合」には、許可業者から当該営業を譲り受けた場合であって、営業施設の構造及び設備に変更がないときを含むものとする。

別表第 16 中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 4 項」に、「第 13 条第 3 項」を「第 13 条第 4 項」に、「第 14 条第 13 項」を「第 14 条第 15 項」に、「第 39 条第 4 項」を「第 39 条第 6 項」に、「第 1 条の 5 第 1 項」を「第 2 条の 3 第 1 項」に、「第 1 条の 6 第 1 項」を「第 2 条の 4 第 1 項」に改める。

別表第 21 を削り、別表第 22 を別表第 21 とし、別表第 23 を別表第 22 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 16 の改正規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号。以下「改正政令」という。）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる者が、この条例の施行の日以後当該営業について最初に行う食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 2 条の規定による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の許可の申請（改正政令第 1 条の規定による改正後の食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 26 号及び第 28 号の営業の許可の申請を除く。）に係る手数料については、この条例による改正後の寝屋川市保健所事務手数料条例別表第 1 の更新等の場合の規定を適用する。

議案第 17 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

寝屋川市建築基準法施行条例（平成 12 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 5 号中「床面積の合計の」を削り、同号の表を次のように改める。

区 分		金 額
床面積の合計	建築物の用途	
1,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	19,500 円
	その他のもの	85,500 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	27,900 円
	その他のもの	112,800 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	70,200 円
	その他のもの	181,300 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	105,400 円
	その他のもの	235,400 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	131,600 円
	その他のもの	282,500 円
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのも	163,300 円
	その他のもの	331,500 円
50,000 平方メートル以上のもの	工場等のみのも	226,900 円
	その他のもの	428,100 円

備考

- 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この項

において同じ。)又は改築(以下この項において「増築等」という。)をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。)の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第55条第1項に規定する変更の認定を受け、かつ、当該認定を同条第2項において準用する同法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたとき、又は建築物省エネルギー法第36条第1項に規定する変更の認定を受け、かつ、当該認定を同条第2項において準用する建築物省エネルギー法第35条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

- 2 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

第5条第3項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同条第5項中「第11条の4第1項各号」を「第11条の3第1項各号」に改める。

別表1の項手数料を徴収する事務の欄中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市建築基準法施行条例第5条第2項第5号の規定は、この条例の施行の日以後における同号に規定する申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前における申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 18 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 5 号及び第 12 条の 2 第 5 号中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改める。

第 12 条の 3 第 1 号中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 3 号」に、「次号」を「第 3 号」に改め、「審査」の次に「(次号に掲げる審査を除く。)」を加え、同号の表を次のように改める。

区 分		床面積の合計	金 額
判定等に係る建築物の用途	判定等に係る建築物の評価方法		
1 工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	21,600 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	30,400 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	43,000 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	108,400 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	163,200 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	202,800 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	251,500 円

		50,000 平方メートル以上のもの	349,700 円
その他のもの		300 平方メートル未満のもの	26,200 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	35,400 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	49,100 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	116,000 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	171,600 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	211,900 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	262,100 円
		50,000 平方メートル以上のもの	362,600 円
2 その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	99,200 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	351,100 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	421,900 円

	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	495,000 円
	50,000 平方メートル以上のもの	641,100 円
その他のもの	300 平方メートル未満のもの	259,000 円
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円
	50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円

備考

- 1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）の判定等であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この条において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価

できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。(第3号の表において同じ。)の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

- 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。
- 4 「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号口の基準に適合することを確認することをいう。
- 5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

第12条の3第11号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号の表中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">30,700 円</td> </tr> </table>	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">19,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">30,700 円</td> </tr> </table>	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円	に、
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円								
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円								
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">166,200 円</td> </tr> </table>	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">126,300 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">166,200 円</td> </tr> </table>	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円	に、
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円								
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円								
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円								

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
--------------------------------	-----------

を

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円

に、

「仕様基準」を「仕様基準等」に改め、同表備考中第 5 項を削り、第 4 項を第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 「適合判定通知書等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法第 12 条第 6 項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証（以下この条において「検査済証」という。）
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 25 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

第 12 条の 3 第 11 号の表備考第 2 項を削り、同表備考第 1 項中「備考 1 及び 2」を「備考 4 及び備考 5」に、「第 3 号」を「第 4 号」に、「備考 1 の」を「備考 2 の」に改め、同項を同表備考第 2 項とし、同表備考に第 1 項として次の 1 項を加える。

- 1 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の

合計をいう。

第12条の3第11号の表備考に次の1項を加える。

6 「仕様基準等」とは、次の各号に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。

- (1) 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準
- (2) 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準
- (3) 省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準

第12条の3中第11号を第13号とし、同条第10号中「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等」に、「1通につき」を「当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等」に、「1通につき」を「当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに」に改め、同号の表中

5,000平方メートル未満のもの	91,600円
------------------	---------

を

1,000平方メートル未満のもの	19,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円

に、

5,000平方メートル未満のもの	269,000円
------------------	----------

を

1,000平方メートル未満のもの	126,300円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円

に、

2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	269,000円
--------------------------------	----------

5,000平方メートル未満のもの	597,700円
------------------	----------

を

1,000平方メートル未満のもの	324,500円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	418,900円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	597,700円

に

改め、同表備考中「備考2」を「備考5」に、「第3号」を「第4号」に、「備考1及び2」を「備考2及び備考3」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「又は」を「及び」に、「含むもの」を「含むものであって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているもの」に、「第3号」を「第4号」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第3号から第5号までの手数料又は第3号、第4号及び前号の手数料のほか、」を「第4号、第5号、第6号、第7号、前号又は次号に規定する手数料の額及び」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「第4号の手数料のほか、第12条第4号に規定する同号の手数料の額の算定方法の例により算定した額から同条第1号及び第2号の手数料の額を控除した額」を「第6号に規定する手数料の額並びに構造計算適合性判定が行われる一の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分及び同表の中欄に掲げる構造計算の方法の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額、その額に対する消費税及び地方消費税に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)並びに3,300

円（同法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書がある場合は第6号に規定する手数料の額）」に改め、同号に次の表を加える。

床面積の合計	構造計算の方法	金額
200平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	88,700円
	大臣認定プログラム以外のもの	117,100円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	100,100円
	大臣認定プログラム以外のもの	140,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	111,600円
	大臣認定プログラム以外のもの	162,800円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	123,000円
	大臣認定プログラム以外のもの	185,700円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	139,600円
	大臣認定プログラム以外のもの	221,900円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	176,000円
	大臣認定プログラム以外のもの	294,700円
50,000平方メートルを超えるもの	大臣認定プログラム	297,600円
	大臣認定プログラム以外のもの	541,300円

備考

- 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計をいう。ただし、確認済証の交付を受けた建築物（構造計算適合性判定を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合については、申請に係る構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）の2分の1の面積とする。
- 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第20条第1項第2号イに規定

するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。

第12条の3中第6号を第8号とし、同条第5号中「第7号」を「第9号」に、「前号の手数料のほか、」を「前号に規定する手数料の額及び」に、「に規定する手数料の例による同号に規定する」を「の例により算定した同号の表の右欄に定める額に相当する」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 法第34条第1項の規定による認定の申請（認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものに限る。）又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものに限る。）に対する審査 当該認定等に係る一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 法第34条第1項の規定による認定の申請の場合又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該一の建築物の評価方法と同一でないもの、認定等に係る一の建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載しているものに限る。）の場合 前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該一の建築物の評価方法と同一でないもの、認定等に係る一の建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載しているものに限るものを除く。）の場合 前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、

ギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項 (以下この条において「他の建築物に係る事項」という。)を記載しているものに係るものを除く。)を加え、「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、「(法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「評価方法 (建築物エネルギー消費性能向上計画) の次に「又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画」を加え、「第 30 条第 1 項各号」を「第 35 条第 1 項各号」に、「第 10 号」を「第 12 号」に、「認定又は」を「認定若しくは」に、「含むもの」を「含むものであって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないものに係るもの」に改め、同号の表中

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 」	30,700 円	を	「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 」	19,000 円	に、
			「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 」	30,700 円	
「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 」	166,200 円	を	「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 」	126,300 円	に、
			「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 」	166,200 円	
「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 」	418,900 円	を	「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 」	324,500 円	に
			「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メ 」	418,900 円	

改め、同表備考第4項を削り、同表備考第3項中「備考2」を「備考5」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考中第2項を第3項とし、同表備考第1項第1号中「(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同表備考第2項とし、同表備考に第1項として次の1項を加える。

- 1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合（以下この条において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。）については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係るものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

第12条の3中第3号を第4号とし、同条第2号中「又は判定等」を「及び判定等」に改め、「審査」の次に「(前号に掲げる審査を除く。)」を加え、「前号」を「第1号」に改め、同号を同条第3号とし、第1号の次に次の1項を加える。

- (2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）に係る他の建築物（法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。）の判定等（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建

建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この条において同じ。)による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受けるもの又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認を受けるものに限る。)に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分		金 額
判定等の区分	床面積の合計	
1 判定	1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	144,900 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	182,900 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	228,600 円
	50,000 平方メートル以上のもの	319,900 円
2 変更の判定	300 平方メートル未満のもの	6,100 円
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方	16,000 円

メートル未満のもの	
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	46,400 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	73,100 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	92,100 円
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	114,900 円
50,000 平方メートル以上のもの	160,600 円

備考

1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）を受ける場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 前号の表の備考 5 の規定は、この表について適用する。

第 12 条の 3 に次の 1 号を加える。

(14) 法第 35 条第 1 項（法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 41 条第 2 項の認定を受けたことを証する書面の交付 1 通につき 980 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市手数料条例第 12 条の 3 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 19 号

寝屋川市立公民館条例の廃止

寝屋川市立公民館条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市立公民館条例を廃止する条例

寝屋川市立公民館条例（平成 21 年寝屋川市条例第 25 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正）

2 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表中

寝屋川市立市民体育館指定 管理者選定委員会
寝屋川市立公民館指定管理 者選定委員会
寝屋川市立地域交流センタ ー指定管理者選定委員会

を

寝屋川市立市民体育館指定 管理者選定委員会
寝屋川市立地域交流センタ ー指定管理者選定委員会


に改める。

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- 1 契約期間の始期 令和3年4月1日
- 2 契 約 金 額 8,195,000円を上限とする額
- 3 契約の相手方 住 所 
氏 名 玉 置 寿 子
資 格 公認会計士

市 道 の 廃 止

次の市道を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求める。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

図面対照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 185	石津中町12号線	石津中町 171番5先から	石津中町 173番11先まで
A - 255	池田三丁目2号線	池田三丁目 547番1先から	池田三丁目 137番6先まで
A - 391	池田三丁目20号線	池田三丁目 583番3先から	池田三丁目 580番4先まで
D - 624	河北西22号線	河北西町 36番20先から	河北西町 36番24先まで

市 道 の 認 定

次の路線を市道と認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和3年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 185	石津中町12号線	石津中町 173番8先から	石津中町 172番15先まで
A - 255	池田三丁目2号線	池田三丁目 547番2先から	池田三丁目 133番18先まで
A - 391	池田三丁目20号線	池田三丁目 583番3先から	池田三丁目 580番12先まで
A - 674	池田本町23号線	池田本町 181番9先から	池田本町 181番5先まで
A - 675	田井町20号線	田井町 176番3先から	田井町 176番14先まで
A - 676	葛原新町8号線	葛原新町 127番6先から	葛原新町 127番24先まで
A - 677	太間町25号線	太間町 107番7先から	太間町 4番11先まで
B - 335	境橋8号線	境橋町 134番15先から	境橋町 130番7先まで

図面对照 番号	路線名	起終点先地番	
		起点	終点
B - 336	郡元町11号線	郡元町 1081番2先から	郡元町 872番3先まで
D - 624	河北西22号線	河北西町 36番20先から	河北西町 36番20先まで
D - 662	河北西27号線	河北西町 36番20先から	河北西町 36番29先まで
D - 663	河北西28号線	河北西町 36番18先から	河北西町 36番28先まで
D - 664	河北西29号線	河北西町 36番80先から	河北西町 36番15先まで
D - 665	河北西30号線	河北西町 36番93先から	河北西町 36番10先まで
D - 666	河北西31号線	河北西町 36番109先から	河北西町 36番113先まで
D - 667	河北西32号線	河北西町 36番18先から	河北西町 36番31先まで
D - 668	河北西33号線	河北西町 36番150先から	河北西町 36番26先まで
D - 669	河北西34号線	河北西町 36番134先から	河北西町 36番27先まで
D - 670	河北西35号線	河北西町 36番27先から	河北西町 36番28先まで
D - 671	河北西36号線	河北西町 115番4先から	河北西町 115番13先まで
D - 672	河北西37号線	河北西町 78番8先から	河北西町 78番4先まで
D - 673	打上南町5号線	打上南町 894番79先から	打上南町 839番7先まで

図面对照 番号	路線名	起終点先地番	
		起点	終点
D - 674	堀溝一丁目8号線	堀溝一丁目 359番1先から	堀溝一丁目 371番16先まで
D - 675	堀溝一丁目9号線	堀溝一丁目 362番19先から	堀溝一丁目 362番21先まで
D - 676	堀溝一丁目10号線	堀溝一丁目 363番15先から	堀溝一丁目 364番1先まで
D - 677	堀溝一丁目11号線	堀溝一丁目 370番24先から	堀溝一丁目 266番46先まで
D - 678	堀溝一丁目12号線	堀溝一丁目 371番16先から	堀溝一丁目 371番14先まで
D - 679	太秦中16号線	太秦中町 449番6先から	太秦中町 449番14先まで